

1 目的

コンテンツの大容量化や IoT 機器の普及などによるインターネットトラフィックの急増・多様化や、通信に関する様々なビジネスモデルの登場等により、近年、ネットワークをめぐる環境が大きく変化してきていることを踏まえ、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や透明性確保の在り方等を検討するため、「ネットワーク中立性に関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「ネットワーク中立性に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業者、コンテンツプロバイダ、オンライン・プラットフォーム、利用者など、関係者間におけるネットワーク利用及びコスト負担の公平性の在り方
- (2) 新たなビジネスモデルに適用されるルールの明確化
- (3) 利用者に対する情報提供（透明性確保）の在り方
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本研究会の構成員として追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要があるときは、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課及び料金サービス課がこれを行うものとする。